

## 千葉県立津田沼高等学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第十三条により、千葉県立津田沼高等学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）を策定する。この学校基本方針は、全職員および生徒の意見も取り入れながら生徒指導部を中心に原案を作成し、平成26年2月26日の職員会議において決定した。

### 1 基本理念等

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校在籍生徒（以下、「生徒」という。）又は生徒と一定の人的関係にある他の生徒等（以下、「他の生徒等」という。）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒又は他の生徒等が心身の苦痛を感じるものであり、生徒が加害者又は被害者になっている場合をいう。

#### (2) 基本理念

ア いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、全職員の共通理解のもと、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

イ 全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

ウ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

エ 地域住民、家庭その他の関係者に対して事実関係又は学校としての方針等を説明する際には、誠意をもって正確かつ丁寧に行うことにより、連携の一層の強化に努める。その際、隠蔽や虚偽の説明を行ってはならない。

### 2 いじめ防止委員会

法第二十二条に基づき、千葉県立津田沼高等学校いじめ防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (1) 役割

国のいじめ防止基本方針（以下、「国基本方針」という。）に基づき、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、委員会は以下の役割を担うものとする。

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

イ いじめの相談・通報の窓口

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報収集と記録、共有

エ いじめの疑いが確認された際、コア・チームの編成

オ 職員研修の実施

## (2) 構成

- ア いじめ防止委員会は、教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭及び教育相談担当をもって構成する。
- イ 必要に応じてコア・チームを編成する。コア・チームは、その都度状況に応じて管理職、生徒指導主事、学年主任、担任、部活動顧問、養護教諭及び外部の専門家等をもって、数名から成るチームを編成するものとする。なお、チームには管理職1名が必ず入る。

## 3 いじめの未然防止

### (1) 学校におけるいじめの防止

- ア 全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。道徳教育については、年間計画の中に位置づけて組織的・継続的に展開する。
- イ 学校内外から、暴力・暴言を根絶するという指導を展開する。
- ウ 生徒一人一人が有用感を持てるように、「分かる授業」、「生徒が積極的に参加する授業」を展開する。
- エ 4月上旬に実施される新入生オリエンテーションにおいて「いかなる理由があっても、いじめは絶対に許されない」ことを強く指導する。
- オ 進路指導、部活指導等における過度の競争意識、勝利至上主義等が、生徒のストレスを高める等により、いじめを誘発する危険性を十分に認識する。また、このような活動が、生徒にとって過度な負担とならないよう十分に配慮するとともに、生徒の自主的・主体的活動を支援する。
- カ 保護者及び地域住民等との連携強化を図るとともに、生徒・保護者及び教職員に対していじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発活動を行う。特に教職員は、不適切な発言や体罰がいじめを助長することを十分に認識する。

### (2) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- 生徒・保護者に対して、インターネット等を通じて行われるいじめの事前防止に努めるとともに、効果的に対処することができるよう、啓発活動を行う。

## 4 いじめの早期発見

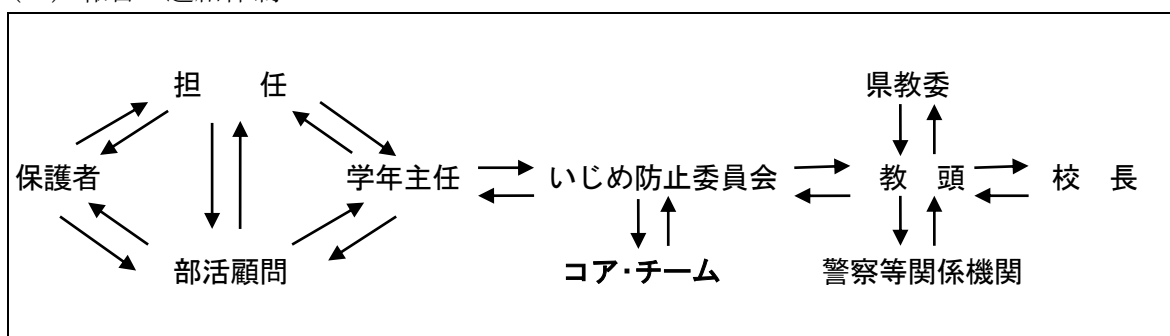
- (1) 生徒に対して、定期的にいじめに関するアンケート（以下、「アンケート」という。）調査を実施する。（各学期1回、年間3回実施）
- (2) 生徒・保護者が、いじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- (3) 気になる態度・行動等が見られた生徒の様子について、速やかに保護者へ伝えられるよう、携帯電話等の緊急連絡先を予め確認しておく。
- (4) 保護者として、子供に気になる変化が認められた場合、速やかに学校へ伝えてほしい旨を周知する。
- (5) 家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が養護されるように配慮する。
- (6) 授業時間外にも生徒へのきめ細かな観察を継続し、生徒どうしの人間関係の掌握に努める。

## 5 いじめの相談・通報

- (1) いじめ防止委員会を生徒に周知する。
- (2) 委員会の各委員が相談窓口になるとともに、いじめを受けた生徒及び助けようとした生徒を徹底して守り抜くということを、生徒へ周知する。
- (3) 学校外はいじめ相談・通報窓口
  - ア 千葉県子どもと親のサポートセンター  
TEL 043-207-6034（教育相談部）、＜相談専用フリーダイヤル＞0120-415-446
  - イ 文部科学省＜24時間いじめ相談ダイヤル＞  
TEL 0570-0-78310（なやみ言おう）
- (4) 相談、通報が適切な行為であることを、繰り返し丁寧に指導する。

## 6 いじめを認知した場合の対応

### (1) 報告・連絡体制



- (2) コア・チームを編成して対応することとし、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援並びにいじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒及びその他の生徒が安心して教育を受けられるよう、必要な措置を講ずる。
  - ア 被害生徒に対しては、スクールカウンセラー等専門的立場からの「心のケア」を継続的に行う。
  - イ 加害生徒に対しては、組織的な観察を継続する中で、生徒指導主事又は教育相談担当等、担任以外の立場から定期的な面談指導を実施する。
  - ウ いじめ加害者が被害者や通報者に圧力を掛けることのないよう、十分な態勢を整える。
- (4) 聞き取り調査を実施するに当たり、以下の事項に留意する。
  - ア 複数で行い、記録をとる役割分担を決めておく。
  - イ 聴取の時間、場所及び環境等に十分配慮する。
  - ウ 暴言は言うに及ばず、威圧的な態度等不適切な聴取方法は厳に慎む。
- (5) 被害生徒、その保護者にはいじめの調査結果について情報を提供する。

## 7 指導

- (1) いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起こることのないよう、必要な措置を講ずる。特に、加害者が被害者や通報者に圧力をかけるなどの2次被害が発生することがないように、当事者へのきめ細かな観察を継続する。
- (2) 次に掲げる場合には、所轄警察署と連携する
  - ア いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたとき
  - イ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき
- (3) 状況に応じて加害生徒への特別指導を実施することとし、その際には理由、目的及び期待される効果等を生徒及び保護者に説明する。
- (4) 被害者、加害者への支援、指導とともに、周辺生徒に対しても、集団の一員として相互に尊重し合い認め合う中で人間関係が構築されていくことの大切さを指導する。

## 8 重大事態への対処

次に掲げる場合には、その事態（以下、「重大事態」という。）について県教育委員会に報告するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、アンケート調査等適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を行う。また、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒・保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

- (1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- (2) いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 9 公表、点検、評価等

- (1) 学校基本方針は、ホームページで公表する。
- (2) 年度毎に、アンケート結果に対して調査、分析を行う。
- (3) 年度毎に、学校のいじめ問題に対する取組を生徒・保護者及び職員で評価する。
- (4) 年度毎に、学校基本方針について見直しを検討する。

## 10 所轄の生活安全課等

習志野警察 生活安全課	0 4 7	( 4 7 4 )	0 1 1 0
中央児童相談所	0 4 3	( 2 5 3 )	4 1 0 1

平成30年4月1日一部改定

平成31年4月1日一部改定